

宇陀市保養センター美榛苑  
指定管理関係条例集

令和6年10月

奈良県 宇陀市

## 宇陀市宿泊事業の設置等に関する条例

(設置)

第1条 住民の休養と健全な娯楽に供するため、本市に宿泊事業を設置する。

(名称及び位置)

第2条 宿泊施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 保養センター美榛苑
- (2) 位置 宇陀市榛原福地255番地

(利用定員)

第3条 保養センター美榛苑の利用定員は、次のとおりとする。

- (1) 宿泊者 190人
- (2) 休憩者 300人

(利用の制限)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しない。

- (1) 保養センター美榛苑の管理上支障があると認めるとき。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することとなるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不適當と認めるとき。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の榛原町宿泊事業の設置等に関する条例（昭和56年榛原町条例第21号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

※この条例は、令和7年4月1日から施行するため、現条例の内容とは異なります。

**改正**

平成22年12月8日条例第39号

平成23年12月26日条例第22号

宇陀市老人福祉センター条例

(設置)

**第1条** 宇陀市老人の健康保持と教養の向上及びレクリエーションのため便宜を総合的に供与し、もって老人に健康で明るい生活を営ませるため、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第15条第3項の規定に基づき、老人福祉センターを設置する。

(名称及び位置)

**第2条** 老人福祉センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
宇陀市菟田野老人福祉センター	宇陀市菟田野古市場1401番地の1
宇陀市老人福祉センター 美榛苑	宇陀市榛原福地255番地

(利用の制限)

**第3条** 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しない。

- (1) 老人福祉センターの管理上支障があると認めるとき。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することとなるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不適當と認めるとき。

(委任)

**第4条** この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の菟田野町立老人福祉センター設置及び管理に関する条例（平成15年菟田野町条例第28号）又は榛原町老人福祉センター条例（昭和55年榛原町条例

第26号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

**附 則** (平成22年条例第39号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

**附 則** (平成23年条例第22号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第1条から第39条までのそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日以後に係る申請又は許可について適用し、同日前に係る申請又は許可については、それぞれなお従前の例による。

**改正**

平成21年3月31日条例第20号

平成22年2月19日条例第8号

平成23年12月26日条例第22号

宇陀市保養センター美榛苑管理条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、保養センター美榛苑（以下「美榛苑」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の許可)

**第2条** 美榛苑を利用する者（以下「利用者」という。）は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとする場合も、また、同様とする。

(許可の制限)

**第3条** 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、美榛苑の利用を許可しない。

- (1) 公安又は風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設をき損するおそれがあるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することとなるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理上支障があると認めるとき。

(許可の取消し等)

**第4条** 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用を停止する。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 前条各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 管理上支障があると認めたとき。

(使用料)

**第5条** 利用者は、別表に定める額に消費税法（昭和63年法律第108号）の定めるところにより算出した消費税額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の定めるところにより算出した地方消費税額を加えた額（その額に1円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てた額）の使用料を

納付しなければならない。

(使用料の不還付)

**第6条** 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

**第7条** 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(原状回復義務)

**第8条** 利用者は、利用を終了したとき、又は第4条の規定により同条の処分を受けたときは、速やかに当該施設、設備等を原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

**第9条** 利用者は、故意又は過失により施設又は設備等を破損し、又は滅失したときは、利用者においてこれを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(管理)

**第10条** 美榛苑の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により、美榛苑の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者は必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、美榛苑の休館日を変更し、若しくは別に定めることができる。

3 第1項の規定により美榛苑の管理を行わせる場合は、第2条から第4条まで、第6条及び第7条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者の業務)

**第11条** 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 美榛苑の利用許可等に関する業務
- (2) 美榛苑の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する業務
- (3) 美榛苑の施設等の管理運営に関する業務
- (4) その他市長が必要と認める業務

(指定管理者の指定手続等)

**第12条** 指定管理者の指定手続等については、宇陀市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年宇陀市条例第7号）によるものとする。

(利用料金の収受)

**第13条** 市長は、法第244条の2第8項の規定に基づき、美榛苑の利用料金を指定管理者の収入として収受させることができる。

- 2 利用料金の額は、別表の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。
- 3 美榛苑を使用する者は、前項に定める利用料金を納付しなければならない。
- 4 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準により、利用料金の減免又は還付をすることができる。

(指定管理者の原状回復義務)

**第14条** 指定管理者は、その期間が満了したとき、又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(委任)

**第15条** この条例に定めるもののほか、美榛苑の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の保養センター美榛苑管理条例（昭和56年榛原町条例第22号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

#### 附 則（平成21年条例第20号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の宇陀市保養センター美榛苑管理条例の規定は、この条例の施行の日以後に係る使用料について適用し、同日前に係る使用料については、なお従前の例による。

#### 附 則（平成22年条例第8号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 指定管理者に美榛苑の管理を行わせる場合において、美榛苑の管理を行わせる日前に、市長が行った許可等の処分その他の行為で、同日以後の使用に係るものは、指定管理者が行った許可等の処分その他の行為とみなす。

附 則 (平成23年条例第22号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第1条から第39条までのそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日以後に係る申請又は許可について適用し、同日前に係る申請又は許可については、それぞれなお従前の例による。

別表 (第5条関係)

- 1 宿泊料 (1人1泊につき)

(1) 宿泊料

(単位：円)

利用者	使用料	宿泊料	
		本館及び奥2階	別館
大人 (中学生以上)	和洋	7,000	洋室 6,500
	洋室	6,500	和室 5,500
	和A	6,000	
	和B	4,500	
	和C	4,000	
小学生	和洋	5,200	洋室 4,800
	洋室	4,800	和室 4,100
	和A	4,500	
	和B	3,300	
	和C	3,000	
3歳以上の幼児	和洋	3,500	洋室 3,200
	洋室	3,200	和室 2,700



	和A 3,000	
	和B 2,200	
	和C 2,000	
3歳未満の乳幼児	無料	無料

備考

- 1 土曜日の宿泊及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の前日宿泊については、当該宿泊に係る宿泊料にそれぞれ1,000円を加算する。
- 2 客室に定員未満で宿泊する利用者は、当該宿泊に係る宿泊料の他に次の表に規定する宿泊加算金を納付しなければならない。

宿泊加算金

（単位：円）

利用室の種別	定員に不足する人数	1人	2人	3人
和室及び和洋室		500	1,000	3,000
洋室		2,000		

- 3 3歳未満の乳幼児は添い寝を原則とし、3歳以上の幼児は布団1組を2人で使用するものとする。
- 4 宿泊者の客室利用時間帯は、午後4時から翌日の午前10時までとし、その時間帯以前又は以降に客室を利用する場合は、別途各部屋使用料を納付しなければならない。
- 5 市長は、特に必要があると認めるときは、当該宿泊に係る宿泊料に50%の範囲内の額を加算した額を徴収することができる。

2 各部屋使用料

（単位：円）

室名	区分	使用料	
		午前11時から午後3時まで	午後4時から午後8時まで
和室	大広間（3室）	12,000	12,000
	大広間（1室）	4,000	4,000
洋室	会議室（3室）	18,000	18,000
	会議室（1室）	6,000	6,000

客室	3,000	3,000
----	-------	-------

備考

- 1 営利を目的とする利用については、和室又は洋室とし、この表に定める額の5倍の額とする。
- 2 市長は、一定金額以上の飲食料金等を支払った利用者に係る各部屋使用料を減額し、又は免除することができる。

3 貸付料

(1) 娯楽用具

(単位：円)

種別	区分	単位	料金	
カラオケ		1回	小型	4,000
			大型	8,000
囲碁		1台	200	
将棋		1台	200	
麻雀		1卓	2,000	

(2) 小物料

(単位：円)

種別	区分	単位	料金
丹前		1枚	200
浴衣		1枚	200
布団		1組	500
毛布		1枚	100

4 奉仕料

レストラン以外の部屋に配膳した場合は、その配膳した飲食料金に10%以内の奉仕料を加算する。

5 その他の料金

(1) 温泉入浴料（宿泊者及び宴会利用者を除く。）

(単位：円)

区分		個人	20人以上の団体
一般	大人	500	400
	小人（3歳以上小学生以下）	250	200

(2) この表に定めのない料理、飲物等の料金及び持込料等は、市長が別に定める。

宇陀市保養センター美榛苑管理条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、宇陀市保養センター美榛苑管理条例（平成18年宇陀市条例第192号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用区分)

**第2条** 保養センター美榛苑（以下「美榛苑」という。）の利用区分は、宿泊、休憩、集会及び宴会とする。

(利用手続)

**第3条** 美榛苑を利用しようとする者又は代表者（以下「申込者」という。）は、利用の日の5日（10人以上の団体にあつては10日）前までに利用の期間、人員及び方法を予約しなければならない。ただし、市長が承認する場合は、この限りでない。

(利用の取消し等)

**第4条** 申込者は、利用の許可を受けた後その利用を取り消し、又は利用事項を変更しようとするときは、利用の日の2日（10人以上の団体にあつては5日）前までにその旨を届け出なければならない。

(利用者の遵守事項)

**第5条** 美榛苑の利用者は、係員の指示に従い、次の事項を守らなければならない。

- (1) 火気の手扱いに注意すること。
- (2) 秩序又は風俗を乱す行為をしないこと。
- (3) 午後10時以降は、外出しないこと。ただし、係員の承認を得た場合は、この限りでない。
- (4) 他人の安眠を妨げる行為その他迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (5) 施設又は備品若しくは什器を破損し、又は汚損しないこと。

(掲示)

**第6条** 美榛苑の管理上必要と認める事項は、館内の見やすい所に掲示するものとする。

(帳簿)

**第7条** 美榛苑には、宇陀市保養センター美榛苑会計規則（平成18年宇陀市規則第155号）に定めるもののほか、次に掲げる帳簿及び書類を備え付けなければならない。

- (1) 例規集

- (2) 職員名簿
- (3) 物品受払簿
- (4) 決裁簿
- (5) 出勤簿
- (6) 誘客宣伝に関する書類
- (7) 宿泊者名簿
- (8) 予約受付整理簿
- (9) 前各号に掲げるもののほか、必要な帳簿及び書類  
(その他)

**第8条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の保養センター美榛苑管理条例施行規則（昭和56年榛原町規則第19号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。